

釧路市私有林整備事業交付要綱

平成31年4月1日制定

令和2年4月1日改訂

令和3年4月1日改訂

第1 趣旨

私有林整備事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、釧路市私有林整備事業実施要綱（平成31年4月1日。以下「実施要綱」という。）、釧路市私有林整備事業実施要領（平成31年4月1日付。以下「実施要領」という。）及び同実施要領の運用（平成31年4月1日）並びに釧路市私有林整備事業に係る補助金交付申請等の取扱（平成31年4月1日付。以下「取扱」という。）、釧路市林業振興条例（平成17年10月11日付釧路市条例第183号。以下「条例」という。）、釧路市林業振興条例施行規則（平成17年10月11日付釧路市規則第202号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

第2 対象事業

対象事業は、次に掲げる事業をいう。

1 私有林整備事業

第3 補助対象者、補助対象経費及び補助率

1 補助対象者

(1) 私有林整備事業

森林所有者、森林組合等（森林組合、生産森林組合、森林組合連合会をいう。以下同じ。）、森林整備法人等（森林整備法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条第1号に規定する法人（造林を行うことを主たる目的としている法人であって、地方公共団体がその社員であるもの又は地方公共団体がその基本財産の全部若しくは一部を拠出しているもの。）をいう。以下同じ。）、特定非営利活動法人等（森林法施行令（昭和26年政令第276号）第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等をいう。以下同じ。）、森林法施行令第11条第8号に規定する団体（以下「森林所有者の団体」という。）、森林経営計画の認定を受けた者（以下「森林経営計画策定者」という。）、森林経営計画が樹立されていないが事業完了後に当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できる者、特定間伐等促進計画（森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成20年法律第32号）に規定する特定間伐等促進計画をいう。）において特定間伐等の実施主体に位置づけられた者、森林法第10条の10第2項に規定する要間伐森林に係る森林法第10条の11の2第1項第2号に規定する契約の締結に関し森林法第10条の11の4第1項（森林法第10条の11の6第2項において読み替えて準用する場合を

含む。)に規定する知事の裁定を受けた者。

2 補助対象経費

(1) 私有林整備事業

次の事業に要した経費

ア 除伐

イ 保育間伐

ウ 間伐

エ 枝打ち

オ 鳥獣害防止施設等整備

カ 森林作業道整備

3 補助率

(1) 私有林整備事業

①事業主体又は森林所有者が大企業(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に該当しないもの)に該当しない場合

除伐・保育間伐	補助対象経費の90.4%以内
間伐	補助対象経費の84%以内
枝打ち	補助対象経費の68%以内
鳥獣害防止施設等整備	補助対象経費の84%以内
森林作業道整備	補助対象経費の68%以内

② ①以外の場合 補助対象経費の68%

補助金額の算定方法は別に定める。

第4 補助金交付申請

補助金交付の申請をしようとする者は、事業の終了後、補助金等交付申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、釧路市長(以下「市長」という。)が定める期日までに提出するものとする。

(1) 事業計画書(別記第2号様式)

(2) 事業実績書(別記第3号様式)

(3) 実測図

(4) 総括位置図

(5) 造林地現況調査票

(6) 別に指示する様式

第5 竣工検査

市長は、補助金等交付申請書を受理したときは、その内容を審査するとともに、別に定める釧路市私有林整備事業竣工検査要領に基づき検査を行うものとする。

第6 補助金の交付決定等

市長は、補助金査定の結果に基づいて、補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行い、申請者に通知するものとする。

第7 補助金の交付条件

1 共通事項

(1) 必要な保育管理その他市長が必要と認める事項を遵守すること。

(2) 補助金の交付を受けた事業と一体的に実施すべき事業がある場合において、当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないときは、当該交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(3) 虚偽の申請、その他事業の実施に不正又は不当と認められる行為のあったときは、この補助金の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る部分に関し既に交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがある。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合における、その後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年10.95%の割合で計算した違約延滞金を市に納付すること。

(5) 補助対象者は、その支払を明らかにした書類を補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年間は、整理保管すること。

(6) 補助対象者以外の者が補助金を代理受領する場合は、全額、補助対象者に直接交付しなければならない。ただし、当該造林地の森林保険料、苗木代金、運賃諸経費、肥料代、事務取扱手数料及び受託事業費に限り、精算して支払うことができる。

(7) 補助事業者等は、補助金等の交付申請時に当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、交付申請時において、当該補助金等に係る消費税等仕入控除税額が明らかでない場合については、この限りでない。